

計算書類に対する注記（法人全体用）

（1）継続事業の前提に関する注記

該当なし。

（2）重要な会計方針

①固定資産の減価償却方法

有形固定資産及び無形固定資産：定額法

②引当金の計上基準

退職給付引当金……広島県社会福祉協議会の実施する退職共済制度によって計上している。

賞与引当金……該当なし。

③消費税等の会計処理

税込処理によっている。

（3）重要な会計方針の変更

該当なし。

（4）法人で採用する退職給付制度

広島県社会福祉協議会の実施する退職共済制度ならびに独立行政法人福祉医療機構の実施する社会福祉施設職員等退職手当共済制度に加入している。

（5）法人が作成する計算書類と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する計算書類は以下の通りになっている。

①法人全体の計算書類（会計基準省令第1号第1様式、第2号第1様式、第3号第1様式）

②事業区分別内訳表（会計基準省令第1号第2様式、第2号第2様式、第3号第2様式）

当法人では社会福祉事業しか実施していないため作成していない。

③社会福祉事業における拠点区分別内訳表（会計基準省令第1号第3様式、第2号第3様式、第3号第3様式）

④事業区分及び拠点区分について

社会福祉事業

1. 法人本部拠点
2. こどもえんつくし拠点
3. みちのうえこども園拠点
4. 建設会計拠点

⑤サービス区分について

サービス区分は設定していない。

(6) 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は、次のとおりである。

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	146,915,201	47,593,965		194,509,166
建物	257,059,711	289,536,760	23,280,835	523,315,636
合計	403,974,912	337,130,725	23,280,835	717,824,802

(7) 会計基準第3章第4(4)及び(6)の規定による基本金又は国庫補助金等特別積立金の取崩

該当なし

(8) 担保に供している資産

担保に供されている資産は以下のとおりである。

建物（基本財産）	176,964,443 円
定期預金	60,000,000 円
計	236,964,443 円

担保している債務の種類および金額は以下のとおりである。

設備資金借入金（1年以内返済予定額を含む）	84,350,472 円
計	84,350,472 円

(9) 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高については、次のとおりである。

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物(基本財産)	733,442,607	210,126,971	523,315,636
建物	100,016,858	39,226,420	60,790,438
構築物	46,115,862	16,076,765	30,039,097
車両運搬具	650,000	541,664	108,336
器具及び備品	82,823,175	51,458,979	31,364,196
権利	865,300	365,933	499,367
ソフトウェア	2,685,528	2,448,601	236,927

(10) 債権類、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

該当なし。(徴収不能引当金は設定していない。)

(11) 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし。

(12) 関連当事者との取引の内容

該当なし。

(13) 重要な偶発債務

該当なし。

(14) 重要な後発事象

該当なし。

(15) その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし。

計算書類に対する注記（法人本部拠点区分用）

（１）重要な会計方針

①固定資産の減価償却方法

有形固定資産及び無形固定資産：定額法

②引当金の計上基準

退職給付引当金……広島県社会福祉協議会の実施する退職共済制度によって計上している。

③消費税等の会計処理

税込処理によっている。

（２）重要な会計方針の変更

該当なし。

（３）法人で採用する退職給付制度

該当なし。

（４）拠点が作成する計算書類とサービス区分

① 当拠点の作成する計算書類は以下の通りになっている。

法人本部拠点計算書類（会計基準省令第1号第4様式、第2号第4様式、第3号第4様式）

② サービス区分を設定していないため、拠点区分資金明細書及び拠点区分事業活動明細書は作成していない。

（５）基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は、次のとおりである。

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
定期預金	1,000,000	0	0	1,000,000
合計	1,000,000	0	0	1,000,000

（６）会計基準第3章第4（４）及び（６）の規定による基本金又は国庫補助金等特別積立金の取崩

該当なし

(7) 担保に供している資産

該当なし。

(8) 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高については、次のとおりである。

該当なし。

(9) 債権について徴収不能引当金を直接控除した残額のみを記載した場合には、当該債権の金額、徴収不能引当金の当期末残高及び当該債権の当期末残高

該当なし。(徴収不能引当金は設定していない。)

(10) 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし。

(11) 重要な後発事象

該当なし。

(12) その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし。

計算書類に対する注記（こどもえんつくし拠点区分用）

（1）重要な会計方針

①固定資産の減価償却方法

有形固定資産及び無形固定資産：定額法

②引当金の計上基準

退職給付引当金……広島県社会福祉協議会の実施する退職共済制度によって計上している。

賞与引当金……該当なし。

③消費税等の会計処理

税込処理によっている。

（2）重要な会計方針の変更

該当なし。

（3）法人で採用する退職給付制度

広島県社会福祉協議会の実施する退職共済制度ならびに独立行政法人福祉医療機構の実施する社会福祉施設職員等退職手当共済制度に加入している。

（4）拠点が作成する計算書類とサービス区分

① 当拠点の作成する計算書類は以下の通りになっている。

つくし保育園拠点計算書類（会計基準省令第1号第4様式、第2号第4様式、第3号第4様式）

② サービス区分を設定していないため、拠点区分資金明細書及び拠点区分事業活動明細書は作成していない。

（5）基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は、次のとおりである。

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	109,377,601	47,593,965		156,971,566
建物	71,664,440	289,536,760	14,850,007	346,351,193
合計	181,042,041	337,130,725	14,850,007	503,322,759

(6) 会計基準第3章第4(4)及び(6)の規定による基本金又は国庫補助金等特別積立金の取崩

該当なし

(7) 担保に供している資産

担保に供されている資産は以下のとおりである。

定期預金	60,000,000 円
計	60,000,000 円

担保している債務の種類および金額は以下のとおりである。

設備資金借入金(1年以内返済予定額を含む)	44,823,472 円
計	44,823,472 円

(8) 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高については、次のとおりである。

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物(基本財産)	487,626,404	141,275,211	346,351,193
建物	79,713,920	24,881,753	54,832,167
構築物	27,841,597	10,696,057	17,145,540
車輛運搬具	350,000	349,998	2
器具及び備品	59,962,463	36,028,954	23,933,509
権利	865,300	365,933	499,367
ソフトウェア	1,393,200	1,393,199	1
合計	657,752,884	214,991,105	442,761,779

(9) 債権について徴収不能引当金を直接控除した残額のみを記載した場合には、当該債権の金額、徴収不能引当金の当期末残高及び当該債権の当期末残高

該当なし。(徴収不能引当金は設定していない。)

(10) 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし。

(11) 重要な後発事象

該当なし。

(12) その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし。

計算書類に対する注記（みちのうえこども園拠点区分用）

（1）重要な会計方針

①固定資産の減価償却方法

有形固定資産及び無形固定資産：定額法

②引当金の計上基準

退職給付引当金……広島県社会福祉協議会の実施する退職共済制度によって計上している。

賞与引当金……該当なし。

③消費税等の会計処理

税込処理によっている。

（2）重要な会計方針の変更

該当なし。

（3）法人で採用する退職給付制度

広島県社会福祉協議会の実施する退職共済制度ならびに独立行政法人福祉医療機構の実施する社会福祉施設職員等退職手当共済制度に加入している。

（4）拠点が作成する計算書類とサービス区分

① 当拠点の作成する計算書類は以下の通りになっている。

道上保育所拠点計算書類（会計基準省令第1号第4様式、第2号第4様式、第3号第4様式）

② サービス区分を設定していないため、拠点区分資金明細書及び拠点区分事業活動明細書は作成していない。

（5）基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は、次のとおりである。

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	37,537,600			37,537,600
建物	185,395,271		8,430,828	176,964,443
合計	222,932,871	0	8,430,828	214,502,043

(6) 会計基準第3章第4(4)及び(6)の規定による基本金又は国庫補助金等特別積立金の取崩

該当なし

(7) 担保に供している資産

担保に供されている資産は以下のとおりである。

建物(基本財産) 176,964,443 円
計 176,964,443 円

担保している債務の種類および金額は以下のとおりである。

設備資金借入金(1年以内返済予定額を含む) 39,527,000 円
計 39,527,000 円

(8) 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高については、次のとおりである。

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物(基本財産)	245,816,203	68,851,760	176,964,443
建物	20,302,938	14,344,667	5,958,271
構築物	18,274,265	5,380,708	12,893,557
車両運搬具	300,000	191,666	108,334
器具及び備品	22,860,712	15,430,025	7,430,687
ソフトウェア	1,292,328	1,055,402	236,926

(9) 債権について徴収不能引当金を直接控除した残額のみを記載した場合には、当該債権の金額、徴収不能引当金の当期末残高及び当該債権の当期末残高

該当なし。(徴収不能引当金は設定していない。)

(10) 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし。

(11) 重要な後発事象

該当なし。

(12) その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし。

計算書類に対する注記（建設会計拠点区分用）

（１）重要な会計方針

①固定資産の減価償却方法

有形固定資産及び無形固定資産：定額法

②引当金の計上基準

退職給付引当金……広島県社会福祉協議会の実施する退職共済制度によって計上している。

賞与引当金……該当なし。

③消費税等の会計処理

税込処理によっている。

（２）重要な会計方針の変更

該当なし。

（３）法人で採用する退職給付制度

広島県社会福祉協議会の実施する退職共済制度ならびに独立行政法人福祉医療機構の実施する社会福祉施設職員等退職手当共済制度に加入している。

（４）拠点が作成する計算書類とサービス区分

① 当拠点の作成する計算書類は以下の通りになっている。

建設会計拠点計算書類（会計基準省令第１号第４様式、第２号第４様式、第３号第４様式）

② サービス区分を設定していないため、拠点区分資金明細書及び拠点区分事業活動明細書は作成していない。

（５）基本財産の増減の内容及び金額

該当なし。

（６）会計基準第３章第４（４）及び（６）の規定による基本金又は国庫補助金等特別積立金の取崩

該当なし

（７）担保に供している資産

該当なし。

(8) 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高については、次のとおりである。

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物	0	0	0

(9) 債権について徴収不能引当金を直接控除した残額のみを記載した場合には、当該債権の金額、徴収不能引当金の当期末残高及び当該債権の当期末残高

該当なし。(徴収不能引当金は設定していない。)

(10) 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし。

(11) 重要な後発事象

該当なし。

(12) その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし。